

# 任意後見制度と法定後見制度 を学びましょう (概論編)

～親族に任意後見制度の利用を考えている人・法定後見制度の利用を  
考えている人・市民後見人(地域後見人)を目指す人のための講座です～

認知症になっても、障がいがあっても、人として尊重され尊厳をもって生きることが  
できるよう、権利を擁護する様々な仕組みや制度があります。住み慣れた地域での  
生活を支える、任意後見制度、法定後見制度、について学びませんか。本講座で  
は、事業や制度の概論を学び、更に、家庭裁判所への法定後見制度利用申立ての  
実務や、その後の後見人活動についての概略をお伝えしていきます。

☆開催日時と講座内容☆～実践現場の状況をもとにして～

第1日目 2019年1月24日(木)13:30～15:30 「任意後見制度の実際」

第2日目 2019年1月31日(木)13:30～15:30 「法定後見制度の実際」

第3日目 2019年2月7日(木)13:30～15:30  
「法定後見制度利用申立ての実務 と 後見活動の実際」

会 場: ソーシャルネット南のかぜ 事務所(裏面地図参照)

講 師: ソーシャルネット南のかぜ所属 社会福祉士

(認定社会福祉士・東京家庭裁判所後見人等受任名簿登載者)

定 員: 10名(先着順)

費 用: 4,000円(「わたしの物語をつむぐーあすへのノート」付)

コーヒープレイク有

申込先: 042-379-8485 (月～金 10:00～16:00 受付)



# 地域後見人(市民後見人)の候補者を募集しています！

成年後見制度は、本人に代わって、「財産管理」や「生活上の支援」を本人の意思を尊重しながら支援する人をつける制度です。成年後見人として地域で支える活動をする市民が市民後見人です。当法人では、市民後見人の仕組みを地域後見人と呼ぶことにしています。

地域後見人になるには、当法人の開催する、成年後見制度の研修会に参加し、そして、研修終了後に当法人の正会員になって頂くことが条件となります。その上で会員連絡会やその他勉強会等に出席していただきます。家庭裁判所が「ソーシャルネット南のかぜ」を法定後見人（法人後見）として選任された事案を、経験者とペアで担当して後見活動を行います。任意後見の事案も同様に活動を行います。月に1回から2回、時間は1時間から2時間の活動です。活動には報酬が支払われます。お子さんが学校に行っている間の時間を利用してできる活動です。地域の誰かの為に役にたてたいと思っておられる方、自分の親や子どもの後見人を考えている方、ぜひ一緒に活動してみませんか？



「生きていてよかった」と思えるように、そして、身近な地域で支えあう人が活動できるように、権利擁護活動に関する事業や、支援者を支える事業を行い、市民が地域で安心して暮らしていけるよう地域福祉の増進に寄与することを目的として、ソーシャルネット南のかぜが誕生しました。

たとえば、福祉のこと、介護保険のこと、障害者総合支援法のこと、成年後見制度のこと、相続・遺言のこと、そのほか権利擁護に関すること・・・どんなことでも、社会福祉士と弁護士等がチームとなって、相談から、問題の解決、自己実現までを丁寧にご支援いたします。

お電話、または F A X ・ メールにてお申込みください。

《参加申し込み》 特定非営利活動法人ソーシャルネット南のかぜ

TEL&FAX: 042-379-8485 メール: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp

氏名	
住所	
電話	